

障害者の有料道路割引

通勤、通院などで、有料道路を利用される障害をお持ちのかたに、有料道路料金の割引があります。
なお、事前の登録が必要です。

対象

- ・障害者本人が運転する場合
身体障害者手帳の交付を受けている全てのかた
- ・障害者本人以外のかたが運転し、障害者本人が同乗する場合
身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けているかたで、重度の障害(1種)を持つかた

割引有効期間

- ・新規の場合
申請日から2回目の誕生日まで
- ・更新の場合
申請日から3回目の誕生日まで

持ち物

- ・身体障害者手帳または療育手帳
- ・自動車を運転するかたの運転免許証
- ・登録する自動車の車検証

※ ETC 搭載の自動車は、ETC カード、ETC 車載器の管理番号が確認できるものが別途必要です。

申込み 健康福祉課 福祉介護担当 ☎62-1233

お出かけタクシー

高齢者のかたが、買い物や通院などでタクシーを利用した場合、その料金の半額相当を助成します。
※平成30年度分の利用券は使用できません。残券はお返してください。

対象

- 次の全ての項目に該当するかた
- 町に住所を有する70歳以上のかた
 - 自動車運転免許証を持たないかた(二輪運転免許証を除く)
 - 町税および保険料などの滞納がないかた

対象地区

町内全域

助成内容

利用したタクシー運賃の半額相当を、町が交付する利用券により助成します。

利用券1枚の助成額は500円で、対象地区ごとに町が定めた枚数を交付します。

利用できるタクシー会社

- 秩父観光タクシー
- 秩父丸通タクシー

持ち物

保険者証および印鑑を持参し、健康福祉課福祉介護担当へ申請してください。

申込み 健康福祉課 福祉介護担当 ☎62-1233

障害者等 自動車等 燃料費給付

既に自動車等燃料費給付認定を受けている障害をお持ちのかたに、燃料費を給付します。

ただし「福祉タクシー利用券」と重複して受けることはできません。

給付金 燃料1リットルにつき50円。
1か月に自動車は20リットル分、オートバイは5リットル分まで。

対象期間 平成30年10月～平成31年3月分

持ち物 ・身体障害者手帳または療育手帳
・運転されるかたの運転免許証(写し可)
・車検証(写し可)
・印鑑
・燃料を購入したことが分かるもの(領収書など)

期限 4月10日(水)

申込み 健康福祉課 福祉介護担当 ☎62-1233

福祉タクシー 利用券交付

福祉タクシー利用券(初乗り運賃相当額)を交付します。

ただし「障害者自動車燃料費等給付」と重複して受けることはできません。

※平成30年度分の利用券は使用できません。残券はお返してください。

対象

- ・身体障害者手帳1、2級のかた
- ・療育手帳 ㉔、Aのかた

交付数 年間24枚

持ち物 身体障害者手帳または療育手帳、印鑑

申込み 健康福祉課 福祉介護担当 ☎62-1233